

○印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部の布設工事並びに  
布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例

平成25年2月8日  
条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第31条において準用する第12条第1項に規定する布設工事、同条第2項に規定する当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）及び法第19条第3項に規定する水道技術管理者の資格を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）の例による。

(水道の布設工事)

第3条 法第31条において準用する法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 水道施設の新設
- (2) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (3) 沈でん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第4条 法第31条において準用する法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の規定による卒業生であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の規定による卒業生にあつては1年以上、第2号の規定による卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (7) 第1号から第4号までに規定する学校に相当する外国の学校においてそれぞれ当該各号に規定する学科目又は課程に相当するものを修めた後、それぞれ当該各号に規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの  
（水道技術管理者の資格）

第5条 法第31条において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号又は第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号又は第4号に規定する学校において工学、理学、農学、

医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 第2号又は前号に規定する学校に相当する外国の学校においてそれぞれ当該各号に規定する学科目に相当する学科目を修めた後、それぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者ごとに規定する年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 省令第14条第3号の規定により厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。